

「平成30年度主要農作物品種審査会（稲，大豆）」会議録

1 日 時：平成31年2月13日（水）午前10時から午前11時45分まで

2 場 所：宮城県行政庁舎11階第2会議室

3 出席者

(1) 委員：9名

本間 香貴, 井城 克廣, 高澤まき子, 中村 聡, 真鍋 郁夫, 鈴木 康則, 加藤 房子, 松元 裕子,
高橋久則

(2) 幹事：3名

守屋 明良, 佐藤 昌幸, 高橋 浩明

4 会議録

(午前10時開始)

○事務局（關口班長）

定刻でございますので、ただ今より、主要農作物品種審査会を開催します。
はじめに、開会の御挨拶を本間会長よりお願いいたします。

○本間会長

本日は、御多忙中にもかかわらず、主要農作物品種審査会に御出席いただき、厚くお礼申し上げます。
私が会長となって2回目ですので、皆様の御協力、よろしくお願い致します。

今回の主要農作物品種審査会では、次年度の奨励品種決定調査に供する水稻・大豆の系統について御協議
いただきます。

さて、水稻・大豆における新品種の動向についてですが、水稻につきましては皆さん御承知のとおり、近
年、全国的に新品種が続々デビューを果たし、高価格帯のブランド米の産地間競争が激化しております。

このような情勢の中、宮城県においては、平成28年3月に「だて正夢」と「金のいぶき」を県奨励品種
に採用するとともに、「ササニシキ」と「ひとめぼれ」を加えた4本柱として、みやぎ米の評価向上に取り組
んでおります。

特に、平成29年にプレデビューした「だて正夢」については、県内の消費者の皆様を中心に大変御好評
であり、今年度本格デビューを迎え、5年後の2023年には、県の水稲作付け面積の5%にあたる
3,000haの作付け目標とすると同っております。

また、大豆につきましては、実需者が求めている品種と、生産性の高い品種がミスマッチ状態となってお
り、生産者と実需者の両方に好まれる新品種の採用が期待されるところでです。

本日お集まりの皆様には、こうした情勢を踏まえ、各審議案について十分に御検討いただき、忌憚のない
御意見や御提案をいただけますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日はよろしくお願い致します。

○事務局（關口班長）

ありがとうございました。

それでははじめに、本日御出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。

(委員9名、幹事3名を紹介)

なお、全国農業協同組合連合会宮城県本部の菅原悟（すがわらさとる）委員におかれましては、本日、都
合により、欠席となっております。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、審査会条例第5条第2項の規定により、委員の半数
以上が出席されていることから、会議が成立しますことを御報告いたします。

なお、本審査会につきましては「情報公開条例」に基づきまして、公開で開催させていただきますので、委員の皆様におかれましては御了承願います。

これより審議に移りますが、これからの進行につきましては、主要農作物審査会条例第5条の規定により、本間会長を議長に進めて参りたいと思います。

本間会長よろしく申し上げます。

○本間会長

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

はじめに、資料の1ページに知事からの諮問文がございますのでご覧願います。

本日、奨励品種の改廃は予定されておりませんので、諮問事項は

(1) 平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について

(2) 平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について

のみでございます。

それでは、ただ今より、審議に入ります。

(1) 平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について、事務局から説明願います。

○高橋幹事

平成30年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）について説明。

○本間会長

ありがとうございます。それでは皆様からの御質問をお願い致します。

○加藤委員

加藤です。私は宮城県生協連というところに所属しております、購買生協を抱えておりますので、奨励品種に直接は関係しないのですが、売れる米ということを考えて決めていった方がいいのかなと考えておまして、今現在の「だて正夢」の出だしのところでのリピーターの検証ができなかったということで、今年もどのくらいの実需が求められているかが、あまりよくデータ化されていないという新聞情報であります。が、「だて正夢」は宮城県内で需要が高いのか、もしくは、当初の予定の首都圏向けに高価格帯米ということで売り出しているのか、その首都圏の方で需要が高いのか、今後のお米のいろいろな種類で調査をやっているのですけれども、今現在の高価格帯米でどのような需要体系になっているかということと、みやぎ生協は「ひとめぼれ」が結構メンバーには人気があって、お店で売っているお弁当などはほとんど「ひとめぼれ」で作っているのですが、この「ひとめぼれ」の需要は依然高いものなのか、高いのであれば私はひとめぼれはずっとそのまま続けていったほうがいいのかなと思っているのです。あとは、新聞情報なのですが、外食産業から加工用米として適しているお米をいっぱい作って欲しいというような要望が高いということもマスコミ等で出ているのですが、そういったことのニーズに応える調査、奨励品種の次のやつとかをどのようにお考えなのかということと、価格ですよね、このいろんな耐倒伏性とか調査で対比してより良好だというのはわかるのですが、その結果、売れる場合、高ければみやぎ生協とかはあまり売れないので、価格としても結構県内の消費者に米離れと言われていた今の現状、価格帯としても妥当な形で売れる米というようなのも念頭に置きながらこの調査等をやっているのかなというのがこの間お話を聞いてて疑問に思っていましたので、その点わかれば教えていただきたいなと思いました。

○守屋幹事

「だて正夢」については、後ほど会長からお話があったとおり、28年3月に奨励品種として決定されましたので、状況については別途おつなぎするというので、資料も用意しておりますので、お話しさせていただきます。

「ひとめぼれ」ですけれども、現在7割強を作付面積の中でシェアを占めておまして、家庭用向け、お話しがあった中食・外食用向け、両方に取り扱いがすこぶる良いということで、実需の方からは、「ひとめぼれ」のニーズが高いということで、新たな品種「だて正夢」、「金のいぶき」が出ていますけれども、当面の間「ひとめぼれ」は、みやぎ米の看板として引き続き作付けがされるという方向で考えております。

値段につきましても、使いやすい、売りやすいという部分も含めて、実需からの要望が高いのかなと捉えております。

一方、中食、外食用向けの品種開発といった話がありましたけれども、まさしく先ほど古川農業試験場で御説明致しましたけれども、「ひとめまれ」よりも10%あるいは20%くらい高い収量性のものを品種改良、開発できないかといったような視点で、今進行しているといった状況でございます。これも、消費なり実需の要望に応えながら、売れるみやぎ米を作っていかなければならないということなので、それに合わせた育種は当然のこと、やっていかなければならないと考えております。

○本間会長

その点について私もちょっとだけ疑問があったのですが、収量性の面はわかるのですが、品質食味等の考え方、先ほどの説明の中では、食味が落ちてでも収量性が高いから継続というような判断が多かったのかなと思うのですが、今後まだ現時点では評価しているということはないと思うのですが、今後どのような形で中食、外食用の品質や食味の評価を行っていくのか、方針がありましたら教えてください。

○守屋幹事

当然のことながら、食味が良くて収量性が良いというのがベストだと思っております。今回継続させていただいた部分については、2年間という中での検討でございますので、多少ブレがあります。振り返っていただきますと、29年の天候は異常な天候下の中で収穫期を迎え、30何日間の長雨だった。30年産は作況指数が101の割には、生産現場での収量の実感がなく、篩い下が多かったと、29年産、30年産と両年を見ますと極端な話でございますので、そういう意味で成績にブレがあるといったことがございますので、もう1年継続して、食味と収量性を併せ持った品種の方向に行くというようなのが妥当なのだろうと思っておりますし、決して実需からは量が多ければ良いという話ではなく、そこそこの食味を担保した品種ということを望まれておりますので、それに応じた新たな品種という視点になろうかと思っております。

○本間会長

新聞情報ですけれども、外食用になると機械離れ、お米離れという機械にお米が付かないようなのがむしろ好まれるということを知ったことがあるのですが、家庭用の場合と適性が違うようだと思われるのですがそのあたりはいかがでしょうか。

○守屋幹事

外食用につきましても、だいぶニーズは細部に分かれているようです。極端な話ですけれども、どんぶり系であれば、水を吸いやすいやつを要望するところもありますし、あとは、お米として提供するお店については、そこそこのきちんとしたお米を求めるといったようなところで、中食、外食でもいろんなオーダーがあるといったところがありますので、どこを狙うかというのは、求める側とこの線で必要だよなというところがあれば、そこに応じた品種の提供、ものの提供が必要なんだろうと思っております。特に全農さんにおきましては、大手の卸と結びついておまして、卸から中食、外食といったところに行ってますので、その順をさかのぼった形の中で応じた中食、外食用の品種を提供していくのが売れる米作りなんだろうと考えております。

○本間会長

ありがとうございます。その他御質問はありますでしょうか。

○松元委員

農家の方からの視点からお伺いしたいと思っておりますけれども、検査の時に障害耐冷性を随分重視していらっしゃると思うのですが、たぶん平成5年の大冷害のことがあったので、そういう方向でいっているのかなと思うのですが、近年の温度状況や天候状況を見ますと、冷害って本当に起こるのかなと、むしろ途中で所々出てきたこともあるのですが、高温耐性の方をもっと重視したような育種というのが必要なんじゃないかなと思ったり、天気予報を見てても、暑くなりますということはあっても、寒くなりますということが本当になったという記憶が、この冬でさえもあまりなかったような気がするのですが、そこら辺はどう考えていらっしゃるのかなと思っております。

○高橋幹事

確かに今お話しいただいたように、最近寒さという面はどちらかというとな少ない、むしろ夏暑いという傾向が強いという風になってきていると思います。とりわけ平成5年の大冷害と平成15年の冷害があったわけですが、15年以降は割と高温傾向が強めに出ているというようなことがございました。そういった面から夏の暑さでだいぶ稲の生育もへばって、白未熟粒などあるいは腹白ですとか乳白とか発生して、品質が極めて劣るというような年も確かに出てきております。気象変動としては確かに冷害よりも高温傾向になってきているんだらうという風に思います。そういった面も考慮して、現在、高温耐性に優れた系統の選択を行っているところです。ただ一方で、冷害というのもいつ起こるか分からないというような事が考えられます。ここ15年ほど障害型冷害というのは大きくはなかったのですが、年によってはかなりきわどいところで障害型冷害をかうじて切り抜けられたというような年もございましたし、今年、30年度ですけれども、岩手県の沿岸部では若干の障害型冷害が起きた地域もあるという風な実績もございます。そういったことから、やはり耐冷性に強い系統は、東北地域、特に太平洋側では育てる品種としては基本的に持っていないと判断しており、なおかつそれに高温耐性を上乗せできるような品種ができれば一番望ましいのかという風に思っております。ただなかなか寒さに強く、高温耐性にも強いというようなものを一遍に選ぶというような部分は難しいというところもございますので、とりあえずは耐冷性に強い系統、あるいは耐冷性はそこそこで高温耐性に優れた系統、中生の系統から晩生の系統まで幅広く用意することで、宮城県産の稲作が安定して行われるようにしたいという風に今のところ考えているところです。

○本間会長

その他いかがでしょうか。

○高澤委員

消費者的な立場からなのですけれども、高い耐性があるって収量が高くということも求めていくということなわけですけれども、食味という風に一つにくくっているわけですけれども、やっぱり食味と言ってもどういった形で評価されているのかなと思っていただけです。要するに炊きたてのものを評価したのか、冷めたものを評価したのか。そして粘りですとか、うまみですとか様々な項目でもって評価されているのと思うのですが、その辺のところを教えてくださいなと思います。そして農業試験場の皆さんで評価されているのですが、何人くらいの方たちで評価されていたらいいのかな、中食という冷めたご飯を冷めたご飯もおいしいということを出していくためには、どういった部分で評価をしているのかといったところを少し聞かせていただければと思います。

○高橋幹事

食味に関する調査につきましては、本調査においては、食味官能というデータを元に判断しております。この食味官能につきましては、農業試験場の職員が炊きたての白米を、もちろん水分とかですな、事前に測定した上で全部同一水分になるように調整して、要するにほぼ同じ条件のご飯を炊きあげまして、それを職員が1回当たり30人から40人くらいになるかと思っておりますけれども、それらの職員が基準品種、例えば早生系統でしたら「やまのしずく」を基準品種として、見た目、それから香り、それから口に含んだときの歯ごたえとか、味も含めて全部で5項目くらいあったと思うのですが、それを基準品種と比べてどの程度優っているか、あるいはどの程度劣っているかというようなことを判断して、総合的にこの系統は基準品種よりもやや上だとかやや下だとか、あるいはかなり下だとかそういう判断を致します。ただ、1回だけの検査ではブレがある恐れもあるので、あえて2回実施して間違いがないかというところを確かめている、そういう風にして行っております。

○本間会長

その他いかがでしょうか。

○加藤委員

今の話だと炊きたてのご飯しかみんな食べてやっていないということで、高澤委員のお話だと外食用向けで冷めた場合はどうなんだらうとかがっているのは、やっていないということなんでしょうか。

○高橋幹事

この食味官能試験で載せているデータにつきましては、炊きたての食味でございますが、もちろん、冷めたときの事をおそらくおっしゃってらっしゃるのかなと思うのですけれども、冷めた後の評価も、大人数ではないのですけれども、所定の人数が確認して冷めたご飯のかみ応え、味、そういった部分についてチェックして、これは冷めてもおいしいですよというようなデータは、バックデータとして取っております。それを元に、それも含めて成績として反映させていただいております。

○本間会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○井城副会長

二つ確認をさせていただきます。緑の冊子の2ページ中生の中で、東北224号、東北227号、山形142号が要望される品種のハの(ハ)ということで、中生の多収穫米ということを目的に試験をされていると言って良いのかなと思うのですが。別紙のA3の福島47号を見させていただくと、先ほど松元委員さんが御質問された高温耐性であるとか耐倒伏性であるとか、そういう栽培特性のところを重視していると思うのですけれども、福島47号についても、玄米量や収量的なものを見ると、業務用の方になるのかなというような気がしたものですから、福島47号の耐倒伏性とか高温特性のみならず、もしできたら福島47号も業務用のハの(ハ)のそちらの方についての視点もちょっと見ていった方がいいのかなと思います。繰り返しますが、多収穫米として今、古川試験場さんの方で試験されているのは、東北224号と東北227号、それと山形142号、この3つの品種でよろしいのかということが一つ、あと二つ目としては、A3の横長の3ページ、これは質問なのですけれども、早生の中で、心系251号が出穂期が7月24日で成熟期が9月14日と言うことで、非常に登熟期間が長かったと見られるのですけれども、これはこれでよろしかったのかと。逆に岩手133号は7月30日に出穂して9月7日に収穫ということで、これもまた非常に早生品種なので非常に良い特性だと思うのですけれども、いわゆる登熟期間が短くても済むという風に理解してよろしいのか、心系251号も岩手133号もこのような特性っていうものは非常に面白いと思います。これもやっぱりこういうことも含めてやはり継続ということにされたのか、この2点を教えていただければと思います。

○高橋幹事

最初の御質問でございますが、確かに東北224号、それから東北227号、こちらにつきましては、収量性が1割程度高いということもございましたので、業務用としていけないかということを考えておるところでございます。予備調査の山形142号ですか、こちらにつきましては、収量性は1割近く高いので、業務用ではないのかという御質問なのかと思うのですが、予備調査としてまだ1年しかやっていないので、もう1年やって同程度の多収性が確認できるかどうかを見た上で判断したいと考えております。高温耐性ということにつきましては、福島47号は白未熟粒が今年のような高温年でも少なかったというようなことから、有望ではないかということでその部分を中心に見させていただきたいと思っております。それから2番目の御質問、予備調査の早生系統でございますけれども、心系251号につきましては確かに出穂期がものすごく早かったのですけれども、成熟期が思ったほど早まらなかったと、8月9月の不順な天候の影響もあったんだろうと思うのですけれども、一方で岩手133号については、心系よりも出穂期が遅いにもかかわらず、成熟期が早かったということもあるので、これも予備調査1年目ということと、特異的な今年の気象経過があったので、来年度もこれとほぼ同じようなデータが出るかという部分も含めて、継続して検討させていただきたいと思っております。

○本間会長

ありがとうございます。その他ないでしょうか。

○本間会長

それでは、平成31年度奨励品種決定調査供する品種(水稻)については、原案どおり適当であるとしてよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○本間会長
それでは、平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（水稻）については、適当であることといたします。
続きまして、平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について、事務局より御説明願います。

○高橋部長
平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）について説明。

○本間会長
ありがとうございます。それでは、皆様からの御質問をお願い致します。

○加藤委員
「タチナガハ」が実需者からの要望がないということで、いろいろやっているというお話がありました。が、「タンレイ」とか「ミヤギシロメ」は実需者が多いのかということ、味噌加工とか豆腐加工適正の調査結果というふうになっているのですが、宮城県内の事業者さんは「タンレイ」100%で作っているとか、「ミヤギシロメ」100%で味噌や豆腐を作っている業者が宮城県内にはいらっしゃるのかということが質問なのですが、なぜかという、食品表示の制度の変更によって、「遺伝子組み換えでない」と表示できるのがすごく厳格化になったので、これからはまともに施行されると今まで納豆や豆腐や味噌が「遺伝子組み換えでない」とかけていたものが本当にそうであると立証できるものでなければ今後「遺伝子組み換えでない」と表示できないという風になったと理解しているので、そうすると純粋に宮城県内の大豆100%で作っているものだけが表示できるとなると、ちょっと輸入の大豆と混ぜてやっているところだと、その表示ができなくなると、宮城の大豆が高い金額だとなかなか実需者が減るのかなと思ったものですから、そういった点で大豆加工の事業者さんは、そういう意味でどういう風な宮城県産の大豆を加工として活用しているのか、わかれば教えていただきたいなと思ったのですけれども、みやぎ生協も宮城県産大豆100%の豆腐を出していますけれども、それじゃない国産とか普通に「遺伝子組み換えでない」としている豆腐も売られているので、その表示との関係で、大豆を押し進める上で、もう少し押すことが必要なかわからないので、実需の面でわかれば教えていただきたいと思います。

○守屋幹事
まず初めに「タンレイ」と「ミヤギシロメ」の実需の要望についてですけれども、これについてはしっかりとした要望があります。2点目ですけれども、宮城県産の大豆を使った100%なのか、国内産の混ぜたあるいは外国産の混ぜたといったような中での実際の商品についてどうなのかということですが、100%使用したみやぎ生協さんにも豆腐は並んでいるという話がありましたけれども、特に県内産で県内の食品メーカーさんで納豆とあるいは豆腐について100%使っている商品は実際にあります。ただ、県内だけで豆がまわっているわけではないので、関西にも行っているという風に聞いております。そうなりますと、全体を把握するには今の段階ではきちりとお話するものがないので、こちらとしても調べて何かの形でお返ししたいという風に思います。

○本間会長
その他いかがでしょうか。

○井城副会長
確認をさせてください。「タチナガハ」の代替品種として「里のほほえみ」が非常に有望というか、扱ってくれたらなという思いがあったのですが、やはり7年経ったのだけれども、いわゆる「タチナガハ」は栽培方法によって青立ちがでやすいというか左右されるのだけれども、「里のほほえみ」はやっぱり通常年でも青立ちが結局発生するということがあったんで、これはもう7年、また現地に入って6年栽培したけれども、

ここで打ち切るという考えでよろしいのでしょうか。

○高橋幹事

収量性と青立ちは品質の面で、両方から見させていただきました。先ほども申し上げましたとおり、関東以西では結構有望だということで奨励品種化して実際に生産している県も実在します。わりと宮城県においては、大豆の育成地が秋田県とつくばの茨城県と長野県にございまして、秋田県は東北系統、つくばですと関東、長野県ですと東山系統になるのですけれども、比較的東山系統、長野県ですけれども宮城県で栽培するのに向く品種が以外と多いのです。そういったこともあって、「里のほほえみ」もどちらかということそちらの系統だったものですから、なんとか使えないかなということで、ここ数年継続して試験をしてきたんですけれども、どうしても収量性、品質の面で関東地方のような成績が宮城県では出せないというような判断をせざるを得ないだろうというようなことで、長年継続してきたのですけれども、今年をもって終了したいという風に判断させていただいたところでございます。

○本間会長

その他いかがでしょうか。

○本間会長

結構長い事ミスマッチの解消については、議論に上っているかと思うのですけれども、ミスマッチ解消の戦略がなかなか見えてこないような気がするのですけれども、確かに「タチナガハ」より栽培しやすくして品質が実需から求められるものができたら奨励品種にと、それをそういった品種がパッと出てくればいいかと思うのですけれども、それに至るまでの方針とかはないでしょうか。

○高橋幹事

ここに載せてある数値につきましては栽培試験によるデータでしかないのですけれども、実はこれらの系統をいくつか試験して、何年か続けて栽培しているものは特に、業者の方に御協力をいただいて、場合によっては味噌に加工してみたり、あるいは豆腐を作ってみたりというようなことを行って、実需の方々の評価をいただいております。それをもとに、この品種、この系統はいけるんじゃないの、というような評価をいただいたものについては、継続して2年、3年、4年と、というような年月をかけて、要するに奨励品種にしても実需の方が買ってくださらなければ売れないわけなので、この系統ならば奨励品種にしたときも買うよと言ってくださるような業者さんや評価を得られるようなものについてですね、比較的長く供試しているというのが、ここ最近の試験の、このデータに見えない部分でございます。その中でも、東山231号につきましては、味噌にした場合の評価が比較的高いということで評価をいただいておりますので、味噌中心というわけでもないでしょうけど、この部分で「タチナガハ」にある程度置き換えられていかないかということで、次年度あたりに最終的な結論を出せればいいかなという風に考えているところでございます。

○本間会長

ちなみに「タンレイ」と競合してしまうというわけではないでしょうか。

○高橋幹事

それは大丈夫だと思います。熟期的にもずれております。

○本間会長

実需の側から見ても競合はしないでしょうか。

○高橋幹事

問題ないと思います。

○本間会長

その他いかがでしょうか

○松元委員

「タチナガハ」が奨励されたんだけど、農家からのよびが悪いということだったんですけども、何が原因でそうなったとお考えでいらっしゃいますか。農家に好かれなかった理由は。

○高橋幹事

作付面積が増えたということは、「タチナガハ」の特徴である、最下着莢高が高いということで、機械収穫がやりやすい、汚粒ができにくいというような評価をまず生産現場の方で農家さんがお持ちになったというようなことで奨励品種に採用したというようなことがございます。大豆はほとんどのところが機械収穫を行っておりますので、それである程度の作付面積になったのですが、加工してみると豆腐にしてもあるいは味噌にしても使ってくださる業者ももちろんいるのですけれども、たとえば「タンレイ」あるいは「ミヤギシロメ」のような使い方ができるかという点も必ずしもそうではないというようなことで、生産量はある程度上がるものの、なかなか業者さんが買ってくれない量も出てきているというような点がミスマッチになっていたので、ある程度評価してくださる業者の分はそのまま残しつつ、ミスマッチになっている部分を他の有望な品種に置き換えていけないかというようなことで検討させていただいております。

○本間会長

その他いかがでしょうか。

なければ平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）については、原案どおりで適当であるとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○本間会長

それでは、平成31年度奨励品種決定調査に供する品種（大豆）については、適当であることといたします。

以上で、諮問事項の審議を終了致します。

次に答申案をまとめたいと思いますが、いかが取りはからいましょうか。

○各委員

議長一任。

○本間会長

議長一任という声がありますので、答申案を申し上げたいと思います。今回、知事から諮問のあった事項については適当と認める旨、答申したいと思いますが、御異論ございませんでしょうか。

○各委員

異議なし

○本間会長

それでは、ただ今申し上げたとおり、答申することに決定いたします。具体的な答申文の文案につきましては、私と事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○本間会長

ありがとうございます。それでは、答申文につきましては、私と事務局にて作成させていただきます。

○本間会長

次に、その他について事務局から何かございませんか。

○鈴木委員

その他についてちょっとお聞きしたいことがございます。実は昨年11月に国会議員の方に上申ということで伺っているのですけれども、その際に、宮城県ちょっと頑張れよ、と国会議員の方に言われました。何のことかなと思えば、種子法が国のやつで廃止なったのに対して、県の方で条例として国のやつをそのまま残すというのもあるでしょうけど、いろいろなことを考えそして思考しながら、県としての条例として種子法みたいなやつを残すのはどうですかと、そしてその中でその議員さんが言うには、「山形とかそちらの方ではもう条例できたと聞いていますよ、宮城県遅れていますね」と言われたんですね。それでこれはちょっとまずいかなと思っているうちに、栗原の議会の方で県条例で種子法を条例化して欲しいと要請決議したらしいんですね。それで、私と議会の考えと一緒にだということで、その後、県議会議員の方にどのようなになっていますか、と会った際にたまたま聞いたのですが、この前の新聞報道でありましたけれども、知事の方から部局の方に「検討しておきなさい」という報道が河北新報の方であったように思っているのですけれども、その後聞こえてこないの、わかる範囲、話せる範囲で御返答をよろしくお願い致します。

○守屋幹事

実はその他の項目の中で、種子法の県条例についてと申しますか、宮城県は去年の4月1日から要綱要領で実施してきました、おかげさまで、31年産の種子の確保についても、関係JA、生産者のこれまでと同様の御努力によってきちんとやっていたという状況でございます。しかしながら、鈴木委員からお話があったとおり、徐々に種子法に変わる県条例といったような御意見等々が出てきて、最終的に11月議会の知事の答弁のとおり部局で検討しなさいという指示があったと、現在はそれを受けて、本格的には年が明けてからですけれども、いろんな機会を捉えて、種子条例の制定も含めて、どのような御意見、あるいは御感想があるのか、今、意見を聞いているという段階でございます。実はその中で本日、皆様に御意見を伺おうかなということにしております。本日御出席の皆様から、御意見とか伺えればそれも参考にしながら最終的な判断という方向に集約させていただければと思います。

○本間委員

条例でなく要綱要領でいこうとなった理由と、条例にした場合のメリットとデメリットがありましたら教えてください。

○守屋幹事

去年の4月1日で種子法が廃案になるという事で、それ以前から県としてどう対応したら良いだろうかという議論を相当やっていたと伺っております。その中で種子法があった中で県としてはいろんな規則や細かいところを対応してきたという部分があるのですけれども、バックとなる種子法が廃止されたことによって、すぐ条例といったところまではいかなかったというのが正直なところ。しかしながら、種子については切れ目なく生産されています。例えば麦の種子であるとか、4月1日に廃案になったから、どうしようかと右往左往する時間はないので、ブランクを空けないためにも、すぐ対応できる要綱要領で去年4月1日からスタートしたという風に伺っており、現在に至っております。メリット、デメリットですけれども、条例があればそれに基づいた県の行為という事になりますし、議会の関与ということになりますので、要綱要領は部局の中での決裁ということになりますので、重み付けが全然違うという風に私も捉えております。しかしながら、種子法は8条しかないものでして、十分あれで本当に足りるのかどうか、例えば県版に置き換えた場合、他県のところを見ますと、いろいろアレンジしているところも見受けられますので、都道府県が各色を付けてという部分は良いと思いますけれども、いずれ、条例と要綱要領は重み付けが違うと執行部では捉えております。

○加藤委員

種子法廃止になったときに、この会議の場で要綱でいきますと言った際の説明の中に、今、お話しがあった、すぐ対応するために要綱で行うということがあったのですけれども、国の政策としてグローバル企業ですよね、要するにそういうところの日本の種子に主要農作物の種子もそういった貿易、いろんな国も関与で

きるような方針に国になったから、そういうことで門戸を開くということで種子法を廃止し、いろんな民間企業も主要農作物の種子もいろんな試験とかやって販売できるような方向になったということで廃止になり、県も参議院の中で附帯事項があるので、何年間かは補助金とか国の方で何かあったら対応してくれるからとありあえず要綱で大丈夫というような説明を受けたと私は記憶しております。私は山形で条例ができたときに、宮城で食材王国みやぎで、しかも米を売りにしている宮城で、要綱だけでどうなんだろうという風に個人的には思っていました。種子法廃止で一番大変になるのは農業現場、消費者は買う立場なので、価格が民間企業になって安くなるのか高くなるのかまったくわかりませんが、農業生産現場で種子を今まで管理していたところでないところが牛耳ったときに、生産者はどうなるのかという、生産者から何も聞こえてこないのが一消費者としてはどうしてなんだろうと疑問です。だから今ほどお話しがあった県の中でいろいろ議論したり意見を求めているという中に、農業生産者のところに意見をきいているのかどうか、ちょっとそこを教えていただきたいと思いました。この種子法廃止で、消費者は直接は関与しないと思うので、生産者の側で危機感はないのでしょうかというのが私は疑問なので、県がいろんな意見を聞く場合、いち早く生産者の方を聞いていただいて、それを何かいろんな会議の場で聞くのかもしれないですけど、多くの県民がそれを知ることができるようにしていただかないと、情報が種子の奨励品種についてはあまり多くの方は知らないで、そういう点でホームページでも良いので、どういう状況にありますというのを議会報告でも良いので公表できる部分を公表していただきたいなという思いがありますのでよろしくお願い致します。

○守屋幹事

現場の生産者の声を聞いているかということですが、これは出先の事務所を通じて声は吸い上げております。あと状況ですが、先ほどもお話ししましたとおり、これから進むであろうということも含めて、今後いろんな形で情報提供ができていくのではないかと、条例制定するにしてもしないにしてもですね、そこら辺はきちんといずれ出さざるを得ないということになりますので、今後の推移を見ていただければという風に思います。

○加藤委員

ちなみにその生産者の声というのは、私たちは知るすべはないのでしょうか。振興事務所の中でも持っている情報で開示はされないものなのでしょうか。

○守屋幹事

開示をするとかしないとかという前提で聞き取りをしているわけではないので、あくまでも一般的なやりとりの中で、どうですかねとか不安ですかねとか知っていました、というような問いかけをさせていただいて、うちの課で集約をしたというような状況でございますので、先ほど条例化するかどうかという一つの材料としてそれも使わせていただこうかなという風に思っております。

○本間会長

その他いかがでしょうか。

○中村委員

私としては条例化した方がいいという意見を持っております。前回初めての会議だったので、その辺も「あれ？大丈夫かな？」という風な印象があったのですが、やはり短期間で見た場合だと需要あるなしで自由に入れるということも必要なと思うのですが、10年、20年先のことを考えると、組織的にちゃんと定めたところがあった方がいいかと思っております。今回このような育種については、水稻とか大豆とか麦も含めて、確かに膨大な労力と経費がかかるのですが、やはり私の持論ですが、種子は、自分で生活しているところで自分の種ができなければやがてその文明は滅びるという風な意見を持っておりまして、今、多く出回っているのが野菜も含めてハイブリッド種子です。そのような中で、自殖でできる種を持っているということは、非常に将来にわたってある程度の、もちろん、年次変動によっていろいろ出来不出来はあるでしょうけれど、やはり種を持っているということはこれからますます重要な時代になってくるという風に私は思うので、是非条例化の方を検討していただければという風に思っております。

○本間会長

これは特にまとめなくても良いのでしょうか。

○守屋幹事

個々人の思いで結構です。

○本間会長

御意見ある方はいかがでしょうか。

事務局を通じて意見を出すという形でも良いのでしょうか。

○守屋幹事

是非この場でということで話していただければと思います。

○本間会長

この場ということで、御意見ある方はよろしくお願い致します。

○高澤委員

私自身、そんなに詳しくよく分かっていなくて、ただ、種子法がなくなるということを知ってから、本当にこれから日本はどうなっていくんだろうなという風に非常に去年は危惧していました。「種を制するものは世界を制する」と、中村委員と同じなんですけれども、やはりすべて民間化してしまった時に、その地域に必要な種ってもともとあるわけでありまして、民間はどこでも通用するような種をこれから持ってくるんだろうなと思ってのんですけれども、やっぱりその地域地域なりの種というものがどうしたって必要になろうかと思うんですね。気候も違いますし、土壌もちがいますし。ですので、やはりきちんと条例化していただくというのを伺ったときに、そうしていただけるとありがたいなという風に思っていたところです。

○松元委員

さっきから、生産者の方はという話でしたが、生産者の方でも種の扱い方、購入先というのは多様化しております、大きな土地利用型の作物に関しましては、農協さんが一応主だってまだやってもらっているということで、特別法が撤廃されても安定した種子が購入されている状態です。ただ、大きい農家小さい農家いろいろございますので、その中では小さい農家と言いますか、主の作物以外のものに関しては、自分で輸入して購入しているという方もどんどん出てきております。だから多様化の中でどうしていったらいいのかがということが今後の議論の中心になってくるかと思うのですけれども、やっぱり農家をやっているものからすれば、最低でも大きな需要のある作物に関しては、一括管理というか品質の面から考えても安定性から考えても、条例という形で残していただければ、安心して今後のこれからの生産の予定を立てることができるのかなあと、その中で自分なりの生産物を作るということで、消費者のニーズにこたえていくということが出来ていくのかなと思っております。

○本間会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○加藤委員

JAに加入していない生産者という方もいらっしゃると思います。直接消費者とつながって、買ってくれる消費者のために作っているというような方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう方のお米の種子というのは普通にJAから買っているものなのではないでしょうか。その関係がわからないんですけれども。

○守屋幹事

ちゃんと買えています。こちらからとすれば供給しております。

○加藤委員

JAに入っても入ってなくても同等なんです。安心致しました。

○本間会長

その他はいかがでしょうか。
ではこの件については終了と致します。

○守屋幹事

どうもありがとうございました

○本間会長

その他、新品種の作付動向等についても情報があります。

○事務局（大川）

新品種の作付動向について説明。

○事務局（千葉技術補佐）

「だて正夢」の出荷、流通状況等について説明。

○本間会長

ありがとうございます。
その他御質問等ありますでしょうか。

○加藤委員

「だて正夢」は高価格帯米で売り出しているんですが、毎年毎年作付面積を広めて収量を増やします、それで「ひとめぼれ」を作っていた人が「だて正夢」に変更していくという理解でよろしいのかというのが質問の一点目です。あと、みやぎ生協の中でも非常に問題になっているのですけれども、農業生産者の高齢化と後継者不足なんていうことでなかなかこれから生産者が増えないという中、「だて正夢」を広めていくのは大丈夫なのでしょうかといい心配があるのですが、あと、収量を増やすということで、高価格帯というのではなく、「ひとめぼれ」並の価格になりますというようなことになるのでしょうか、という質問です。

○事務局（千葉技術補佐）

生産者の部分ですけれども、「だて正夢」に関しては生産者の登録制という様なことを取ってございまして、次年度に向けて生産を希望する方をあらかじめ登録させていただいて、その中で生産をしていくというようになことになるのですが、実態としては、今まで「ひとめぼれ」を生産されていた方が、その中の一部を「だて正夢」を作付けするといったような状況もあろうかと思えます。ただ、先ほど課長からもお話ししたとおり、「だて正夢」についてはあくまでもフラッグシップ米ということで、「ひとめぼれ」をすべて置き換えていくといった位置づけの品種ではないので、あくまでもボリュームゾーンというか看板になるのは「ひとめぼれ」、その中で全体を牽引する位置づけということで、特徴のあるお米ということで「だて正夢」なり「金のいぶき」というものを、バリエーションを増やすといえますか、ラインナップして、そのトップとして「だて正夢」を位置づけていきたいというところですね。現状、店舗によって違いはあるのですが、「ひとめぼれ」に比べてキロ100～200円（高価格帯）とそういった価格帯で販売されているかと思うのですが、おそらく他県のブランド米と言われているお米の価格帯の中でも中庸くらいの価格帯かなと今は思っているのですが、そこは先ほどの話と重複するのですが、全体の流通量とか卸しの方の評価などを聞きながら、そういった位置づけを崩さないような形で、流通のバランスを見ながら生産の方は進めていきたいと考えております。

○本間会長

後はいかがでしょうか。

○本間会長

どうもありがとうございました。
それでは、以上をもちまして本日の審査会の議事は終了となりますので、これより進行を事務局にお返し

したいと思います。御審議ありがとうございました

○事務局（関口班長）

それでは、大変長時間にわたりまして熱心な御議論ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の主要農作物品種審査会を終了させていただきます。委員の皆様には、本当に長い時間ありがとうございました。以上で終了させていただきます。

（午前11時45分終了）